

「女子公民科」再考

——公民科教授要目改訂以降の教科書を分析対象として——

一橋大学大学院博士後期課程 井上直子

1. はじめに

本稿は、1937年の教授要目改訂に伴い誕生した女子公民科の実像について再考を試みるものである。「女子公民科」は、公民科教授要目の改訂前後を区別せず、1932年から1943年、高等女学校で必修化された公民科を指す用語として先行研究で用いられてきた。本稿でもそれを踏まえるが、特に教授内容に明確な男女差が生じた教授要目改訂以後の公民科を狭義の意味での「女子公民科」とし、改訂以前のそれを「女学校公民科」として区別した¹⁾。

公民科は、1931年に中学校および師範学校、1932年に高等女学校で、政治・法律・経済・社会的知識と規範涵養のため必修化された。しかし、1937年、当時、軍事大国化の道を突き進んでいた林銑十郎内閣下で教授要目が改訂、当初の教育理念とは大きく異なったものへと改変させられた。更に1943年には国民科設置により消滅した。

1937年の教授要目改訂を「公民科の変質」と最初に論じたのは齊藤利彦である²⁾。齊藤は、中学校公民科教授要目の改訂内容を取り上げ、改訂を機に、国体を明徴にして国家に貢献する皇国民錬成が目指されたとした。それにより当初公民科が持っていた独自性が失われ、1943年の修身科との合併に繋がったと結論づけた。

この齊藤の論を受け、公民科と公民教育の位置づけを行ったのは松野修である³⁾。松野は、公民教育と公民科を以下のように整理した。

- ①天皇制家族国家観に立脚するもの（修身科等）。
- ②自然権論を基調とするもの（公民科等）。

②-(1) 社会秩序の正当性を何らかの超越的権威から導出する社会実在論。

②-(2) 社会秩序は各人の自由な行動を基礎として形成されるとみる自由主義論。

そして、公民科改訂によって(1)が伸び、公民科

らしさとして捉えられていた(2)の傾向が後退したという結論を導き出し、齊藤の研究を補強した。

これらの見解は、以後の研究における共通認識となった。必修化当初の公民科は、要目にあるように立憲治下における公民の育成と、個人による相互扶助、協同精神、横の連帯が重視された。それが、時勢の影響で国家主義的傾向を強めていったという。だが、検討対象となった教授要目は、国家総動員体制の強化を謀る政府が国策に合う教育方針を示したに過ぎず、現場で実際に教鞭を執る教師や、教科書の執筆に当たる教育学者の教育理念を示しているのではない。現場にはこれに甘んじることへの抵抗感があったことも否めない。

もし、齊藤・松野が言うように改訂後の公民科が国策に合うものであったならば、なぜその改訂から僅か6年で公民科は消滅しなければならなかったのか疑問である。政府がこれを消滅させるには、それなりの理由があったと考えられよう。

また、この改訂により男女の教授内容に差異が生じたが、両氏の論ではこの点についての言及が全くなく、主に中学校の公民科教授要目改訂をもって公民科全体の性格変容とした。これも甚だ疑問の残るところである。これらの疑問を明らかにするためには、教授要目に対応して現場の教科書がどう書き改められたのかを検討する必要があると考える。

もっとも、女学校の公民科教科書を分析した研究がないわけではない。女学校の公民科教科書について、改訂後のそれをも含め論じたのが菅澤康雄「女子公民科教科書の研究」⁴⁾である。菅澤は公民科教科書の分析から、改訂後、女性への抑圧傾向が顕著となったとした。即ち、過度に女性性を強調して縦の繋がりを強化し、女性の職業進出を否定して家庭内に押し込め家を維持する役割を担わせようとしたというのである。

この菅澤も、上述の疑問に答えるものではない。

教授要目改訂が行われた時期、女性の参政権問題は下火となり、女性は非有権者に留まることが予想されていたにも関わらず⁵⁾、なぜ公民権を持たない女性に、男性と同じく公民科を必修科目として教授し続けたか、疑問は大きくなるばかりである。

以上の問題関心から、本稿では教科書の再検討を行うことで、1937年には公民科が消滅せず改訂となり、非有権者に留まる層へ公民科教授がなされた意味を考えたい。それにはまず、教授要目で強調される国体明徴と良妻賢母の理念がどう教科書に反映されたか再検討する。そして、公民科の独自性として重視された共存共栄、協同精神の理念が、改訂後どう位置づけ直されたかを検討する。それにより、改訂後公民科の具体像の1つとして「女子公民科」像、またその中で示される「女子公民」⁶⁾像を改めて示したい。

2. 性差化の要求と「女子公民科」の成立

2-1. 改訂前公民科とは

まず改訂前の公民科を確認したい。

高等女学校の公民科は中学校に1年遅れて必修となり、教授要目⁷⁾は中学校と同じものが適用された。遵法の精神と共存共栄の本義を会得させ、公共に奉仕し協同して事に当たる気風を養うことで「善良ナル立憲自治ノ民タルノ素地ヲ育成」することを目標とした⁸⁾。公民科設置の理由としては、「時勢ノ進運ニ応ジ男女ヲ問ハズ一般国民ニ公民的教養ヲ与フルノ必要」、また前身の選択科目・法制及経済が専門的知識の教授に偏り實際生活に適切ではなかったことが挙げられた。女学校では、公民的徳操の涵養に努めると同時に「女子ノ徳操ニ顧慮シ且女子ノ地位及其ノ任務ニ適応セシメント」を求めた⁹⁾。要目は中学校と変わらず、人と社会、我が家と続く¹⁰⁾。要目最後に付された「注意」には「女子ノ母タリ妻タルノ地位、家庭ニ於ケル任務等ニ留意」することと言及した¹¹⁾。

2-2. 公民科への批判

高等女学校で公民科が必修化されると、期待の声が挙がる一方、早くから教授内容への批判もあ

った。特に挙げたのは、現行の公民科が女学校、女性の育成に適したものかという疑問・批判、そして1936年に盛り上がった国体論と公民科の関係である。この2点について以下検討する。

2-2-1. 女学生への公民科とは

必修化間もないころから女学校公民科に対し、女性に適した公民科になっていないとの意見が挙がっていた。今まで女性は公民教育を受ける機会がなかったにも関わらず、必修となった女学校公民科は教授要目があまりに「男性的」で、かつ男子と教授要目が同じにも関わらず授業時間が男子より少ないという意見である¹²⁾。全国高等女学校長協会会長で東京府立第一高等女学校長の市川源三は、男性・女性の「良さ」を伸ばす為、男女の性別役割分業を前提とした「男女同格」、「社会の一員としての人格の成長」を公民科の主眼とすべきとした¹³⁾。その力を養うため、女性の環境や性格、知識への配慮、また公民科教授の基礎となる民法などの法律・制度や参政権、職業などの社会的状況が男尊女卑となっていることへの批判的観点を示した公民科を教授すべきと述べた。例えば、主婦業を職業の一つと位置付けることで、男女双方の役割が「同格」であることを示そうとした。

以上のように、女学校で教える視点から、公民科への批判は挙がっていた。しかし教授要目そのものの改訂ではなく、与えられた要目の中でどう女子教育に対応した公民科をなすかが問われた。ジェンダー秩序の中でいかに女性の役割・地位を「向上」させるか、またそういった女性をどう育てるかが議論されたのである。ジェンダー秩序下にある良妻賢母という役割そのものの地位「向上」を目指すことは、女性をより良妻賢母たらしめる、いわば女性性の強化を肯定するものでもあった。

2-2-2. 国家と社会の捉え方

高等女学校などでの教授上の批判のみならず、二・二六事件や満州事変、国際連盟脱退といった情勢を受け、公民科自体の強化を図るべきとい

う声が1936年ごろ大きくなった。公民科の普及・研究を担った帝国公民教育協会の月刊誌『公民教育』¹⁴⁾では、6巻8号(1936.8)で「公民科教授要目の再検討特輯」を組んだ。前項で見た制度への批判は女学校に限らず見られた。知識教授に偏重し、抽象的議論に終始していることへの疑問に加え、公民科の教授対象である協同精神や国家をどう捉えるかが主な争点となった。これには、①満州事変や国連脱退などの情勢の変化に対応した「強い」日本を作るため、日本の独自性、天皇制国家の持つ特性を公民科の中で強調すべき、国体を明徴にすべきという議論¹⁵⁾、②見直しを行うべきだが、要目の大幅な改訂・方針転換には触れず、基本的方針は従来公民科で強調されてきた共存共栄などの精神を引き続き重視すべきとの議論¹⁶⁾の大きく2つが見られた。

以上のように、新設された公民科に対し、授業時間や教授内容など制度上の問題、女性・良妻賢母教育との関係、国体論との関係の三点が主な批判として挙げられた。その中には、要目改訂や教科書執筆に必ずしも関わらない教育従事者の声もあった。

2-3. 公民科教授要目の改訂

では、どのように要目は変わったか。その特徴は大きく2点ある。1点目は公民科の中で国体、国家を強調して教えること、2点目は「女子公民科」としての強調、中学校公民科との明確な差別化である。前節で見た教育従事者、教育研究者の改訂すべき・女性性を強調すべきとの意見に符合する改訂である¹⁷⁾。

1点目については、まず改訂後公民科の目的に顕著である。即ち、「我が国体の本義を明徴にし、公民科の内容たる政治生活・経済生活・社会生活に関する事項と我が国の特質との関係を明にし、日本臣民たるの信念と憲政治下の国民としての素養を養成することが、公民科教授の根本精神」¹⁸⁾と、国体明徴への意識を前面に押し出した。要目順序も、改定前の「人と社会」に対し、「我が国」を最初に据え、家、郷土、国体、政治へと教授を進め、その後、法律、経済を教えるよう改訂した。まずは国体や政治の仕組みを理解させることが男

女問わず優先された。

2点目は、男子との要目・細目の差異、また授業時間に窺える。公民科での良妻賢母育成は引き続き掲げられた。しかし、多くの女学校関係者の要請にも関わらず授業時間は女学校週1時間に据え置かれた。そのため、要目も男子に比し大幅に削減・簡略化された。この削減・簡略化の対象は、制度上権利・義務として課されていない相続、参政権・公民権、陪審員、兵役に結び付く我が家、我が郷土、裁判所、国防と国交に留まらない。これには、女学生たち自身が非有権者であることのみならず、そもそも社会的地位が向上していないことが作用していよう。非有権者ではあるものの、要目にあるように良妻賢母育成に公民科は不可欠とされたため、男子と異なる「女子公民科」として再出発を図られた。

なお、公民科教授要目改訂委員の一人・広濱嘉雄は、女学校の教授内容を減らすことで、前節で見たような女子教育現場での諸問題に公民科を対応させる「女子的配慮」を図ったと説明した¹⁹⁾。これは、女学校で抱える公民科の問題と、女学校での公民科の必要性を委員間である程度共有していたことを示す。その上で委員たちは教授内容の簡略化というかたちで課題解決に依ると考えられる。性別役割分業、それに伴う男女の教育量・内容の不均衡を強化させながら、「女子的配慮」という名目をもって、改訂後も女学校に公民科が課されることとなった。女子教育家や改訂委員たちの「女子的配慮」という「正当化」に後押しされて、男子に対し教授内容が制限された「女子公民科」が誕生したと言えよう。

3. 教科書に見る国体明徴と良妻賢母

3-1. 使用教科書の確認

検討に入る前に、本稿で使用する教科書について確認する。当時、高等女学校の教科書は検定制を採っていた。検定を通過した教科書を各学校で選択・採用する制度は改訂後も変わらない。具体的な検討対象は、管見の限り確認できた以下23冊である²⁰⁾。1937年発行20冊²¹⁾、38年1冊²²⁾、39年1冊²³⁾、40年1冊²⁴⁾である。執筆者は教育学

や法学、経済学の教授が中心だが、中等教育機関の学校長・協会、官僚・政治家もいる。

章立ては要目に依り、上巻1章に我が国、2章に我が家、下巻1章に国民生活、2章に職業、とそれぞれ続く。ただし、上巻の我が郷土を、改訂前と同じく、郷土と地方自治の記述で分け、それぞれ3章に我が郷土(一)、4章に我が郷土(二)とする教科書もある。その場合、章はひとつずつずれ、上巻最終章は10章となる。上巻は4又は3年生、下巻は5又は4年生で使う。

3-2. 「我が国」の再定義

では、教授要目はどのように教科書の中で反映されたか。改訂後要目で強調されたのは、国体、「我が国」であり、国家の存在である。この点は全ての教科書が共有し、いずれも天皇を頂点とした家族国家が我が国の特徴であり、遵法と奉公の精神で貢献することが臣民としての務めと述べた。

これは上巻1章・我が国に明確で、日本という国家は、万世一系の天皇によって連綿と続く、世界に類なき家族国家と定義される。そして、天皇が臣民・御民を慈悲深く統治し、祖先も至誠をもって奉公してきたとする。こうした歴史を受け継ぎ、臣民・御民としての自覚を持ち行動することを呼びかける。

この1章での定義をベースに、教科書は家や国体を説明する。上巻2章・我が家では、家とは、天皇・皇室から分かれたものであり、かつ祖先から受け継いだものと捉えた。国家を築く一要素として家があることを強調し、家の重要性を示した。これは政治・行政・法律にも反映される。議会を通じて天皇の定めた国法を積極的に守って行動する遵法、天皇を扶翼する議会政治への協力²⁵⁾、行政機関への協力など、滅私奉公の精神で国家・天皇を念頭に行動することが非有権者である女学生にも求められる。以上から、「国体を明徴に」という改訂要目に適うことが分かる。

3-3. 良妻賢母像の提示

女学校の改訂後要目では引き続き良妻賢母の育成が謳われ、「女子的配慮」という「正当性」をも

って社会的知識・規範の理解に教授範囲は留められた。前節でみた国家・郷土の中に女性はどう位置づくのか、教科書は女学生にどのような規範を求めたのか、本節で検討したい。

まず教科書で強調されるのが「女性らしさ」を生かした女性の「役割」である。それが最も強調されるのが上巻2章・我が家である。国家における家の位置を示した上で、女性を家の伝統を受け継いで子孫へ繋げる担い手と見なし、家を守り発展させるべくその仕組みへの理解を深め、自ら家に尽くすことを求めた。これこそが女性の目指すべき生き方であり良妻賢母の姿であるとされ、この定義を軸に親子関係や夫婦生活が説明される。母親としては子どもを養育する、妻としては夫に仕え舅姑を養う、主婦としては家族の中心となって家事を担い家を整え、親類との付き合いを大切にすることなど述べられる。特に、女性の「役割」として、主婦として一家の中心となって家庭和合に務めることが重視された。例えば公民科の設置を推進した元文部官僚の木村正義(衆議院議員)²⁶⁾は、慈愛に富み、優しくなごやかな感情という「女子の天賦の特質」が家庭和合の基礎となること、かつ人間社会の最も貴い美徳であるとした²⁷⁾。戸田貞三(東京帝国大学文学部教授)は、以上を踏まえた上で、祖先から受け継いだ家の繁栄を図り、公に尽くすことと説いた²⁸⁾。ここで強調される「女性らしさ」は、主婦・母・妻としての役割、特に一家の中心となって家の和合に務める任務から、柔和さや優しさ、慈愛、忘我献身といった概念である。こうした特性をもって家に尽くすことが「我が家」で叙述される良妻賢母像である。

関連して、民法に説かれる妻の制限につき詳述するものは8冊²⁹⁾ある。制限内容は、夫の許可なく法律行為が出来ないこと、妻の財産は夫が管理すること、家事は夫の代理人として妻が担えることの3点である。確認した上で、武用種吉(元京都市立二條高等女学校校長)は家庭の平和の為、女性は無能力者になると言う³⁰⁾。土屋良遵(長野県師範学校教授)と大瀬甚太郎(元高等師範学校教授・学長)も夫婦間の秩序を保ち、一家の円満のためであるとする。この3冊は男女の文化的性差に伴う不平等性を、夫婦間・家庭の秩序と説いた。

4. 協同精神の残存と「女子公民」像の提示

4-1. 協同精神に見る改訂前公民科精神の残存

前章では、教授要目に適うものとして国体明徴と良妻賢母の教科書記述を見てきた。だが、同時に改訂前で強調された共存共栄、協同精神の教科書記述も見られる。それが如実に現れる1つが上巻3章(又は3～4章)・我が郷土である。

まず、自分たちが生まれ育ち愛着を持つ場として郷土が定義される。それは祖先によって築かれ、連綿と継承されてきたとする。そして、郷土は市町村、道府県、国家へ繋がると説明された。この郷土を発展させ次世代へ受け継ぐためには、敬神崇祖と愛郷心、協同精神が不可欠と説かれる。愛郷心は郷土への愛着であり、愛郷心を身近な郷土から国家へ広げ、愛国心へ発展させることを求めた。協同精神は人々、特に近隣での協力、相互扶助によって郷土を維持・発展させる精神を指す。

これらの精神は国政の一部を委ねる「自治」を許された市町村、道府県でも説かれる。地方自治制度の運用には、個々人の公共・独立・協同の3精神、もしくは責任感を加えた4精神が不可欠であると述べた。この章では、一致協力して郷土、また市制町村制・府県制による市町村・道府県を改善し子孫へ伝えていくこと、自他共に発展する共存共栄の精神を持つことがあるべき公民像として重視された。郷土の集合体を国家と見なし、愛郷心や協同精神によって維持・発展する郷土こそ国家の隆盛に繋がるとした。この協同精神を重視する例として、山崎犀二(東京女子高等師範学校教授)2は「地方自治は地方の住民が協同して郷土に於ける協同の利益を増進するのが目的」で、そのために「住民が公共心及び独立自営心に富み責任を重んじながらよく協同して地方自治に当たらなければならない」³¹⁾と説いた。一方、原房孝(東京高等師範学校教授)は「地方自治制度の本旨は、地方共同の利益の発達、臣民の幸福の推進、隣保団結の美風の尊重拡張を図ることにあり、これを推進することで郷土、さらに国家の発展を促し、市政・町村制公布の上諭、「大御心にこたへ奉ることが出来る」³²⁾とした。このように協同精神、地方自治制度を日本の旧慣や上諭・「大

御心」と関連づける教科書は9冊存在する。これは、天皇、国家への忠誠心を示す上で、ただ忠誠を誓うのでなく、「共同」、「隣保団結」といった精神が欠かせないことを示している。

共存共栄、協同精神を踏まえた国家像は、下巻でも見られる。例えば1章・国民生活では、貧困問題や労働問題、女性問題などの社会諸問題の解決には、国家による社会政策のみならず、個々人の道徳観、人々の相互扶助が欠かせないと述べる。特にそれを重視する教科書の1つ・及川儀右衛門(広島高等師範学校教授)は、「社会は実に多数の共同一体の生活であり、社会に生ずる害悪は実に成員共同の責任で、これを改善することも亦成員の協力によるべき」で、「我等は同心協力して社会全体の調和均衡と統制を保ちながら健全で明るい住みよい社会を実現」すべき³³⁾と説いた。少数派だが、国家による社会政策、民間の社会事業の説明に重点を置き、弱者への理解、同情心による相互扶助を求める教科書も確認される³⁴⁾。社会政策において説かれる協同精神を、勅語や国民精神の作興に求める教科書も全体の25%程度に当たる6冊確認出来る³⁵⁾。

他に、下巻2章で取り上げられる職業は、国家、社会における責任の分担として捉えられ、個人の利益追求のためではなく、国家・社会の維持・向上のためであると説明された。下巻3章の国民経済では、農業組合や漁業組合など組合による協同一致・共存共栄の発展が説かれた。

要目では「国体の明徴」が強調され、天皇制を支える国家(皇国)と公民科の関係性に改訂後の特色を見たが、天皇、皇国への忠誠心のみならず、改訂前公民科で強調された個々人の協同精神も同時に求められたことが分かる。女子公民科の教授要目において、協同精神は教授内容から落ちていたが、教科書では郷土などでの協同精神が国家の維持・発展に結びつくことが示された。

4-2. 権利・義務と女性

では、家を離れて女性はどうか教科書に書かれているか。特にあるべき人物像・規範が叙述されるのは、女性に権利・義務が付与されていない政治や国防、また職業などである。

女学校で要目が簡略化された理由のひとつとして考えられるのが、女性が非有権者であることである。教科書はどのように現状を説明し規範を説いたか。まず1931・32年で議案の衆議院通過を見た婦人公民権に触れた我が郷土を取り上げる。

婦人公民権は1936年を最後に議案の提出は消滅したが、3冊を除くすべての教科書で未だに将来の婦人公民権付与を見越した記述がなされた。公民権付与への希望的観測、また準備教育の必要性を説くものが16冊³⁶⁾で大勢を占めた。公民権がないという事実を記すに留めるものは4冊である³⁷⁾。その上で一様に述べられるのが、公民権がなくとも郷土に自ら貢献し、郷土を自分たちの手で維持・改善する「公民」像である。市川源三が会長を務めた全国高等女学校長協会では、「女子は宜くその実力と地位との向上に努めて、やがて公民権が与へられた時は勿論、未だ与へられぬ今日に於ても、よく自治制の本旨を理解して、正しく明るい自治制の行はれるやうに努めねばならない」³⁸⁾とした。今後の権利付与に備えて、非有権者でも地方自治に貢献するという「公民」としての規範が示された。これに良妻賢母としての生き方を提示する教科書も9冊確認される³⁹⁾。土屋は、「我が国の婦人は未だ公民権をもたないが、自治政は日常生活・家庭生活と密接な関係があるから、之を獲るの日も、近い将来にあるであらう」とした。そのため、「自ら公民権をもつ場合のためにも、或は家族たり妻たり母となる立場からも」⁴⁰⁾公民権への理解が必要と説いた。木村1は、「将来は女子にも男子と同じく公民権が付与せられねばならない。殊に女子は母として子女を強要する重大な使命を有するから、たとひ現在は公民権がなくても、公民としての教養を寸時もおこたつてはならない」⁴¹⁾と、母としての役割を根拠に公民権付与の必要性を主張した。こうした教科書は、家と郷土の繋がりを重視している。改訂後の教科書は、公民権を手がかりに、女性を家から郷土の担い手へ、その「役割」を広げたとと言える。

婦人公民権は郷土との繋がりの中で言及されたが、国家との関係は下巻9章・国防に窺える。女性は兵役の義務を持たないが、第一次世界大戦を経て総力戦が意識され教授対象に挙がる中、銃後の重要性が説かれ、そこに女性の「役割」を見出す

動きも現れた。山崎1は、女性の国家総動員に対する任務は、兵役の義務がなくとも男性に劣らず、特に有事の際、夫や子どもが安んじて戦場に働けるようにするのが妻、母の任務であると説いた⁴²⁾。一方、全国高等女学校長協会は、国防が男性のつとめであるとの思想はもはや今日のものではなく、平時・戦時を問わず女性が国防上に尽くすべき責務は広くかつ深いことを強調した⁴³⁾。数は他に2冊と少ない⁴⁴⁾が、妻・母という枠組みへの言及をせず女性の務めが書かれた。

以上のように、権利・義務の発生する場では、多くが女性の「役割」、母・妻としての「務め」を強調することで、非有権者でもその責任の一端を担う国民（臣民・公民）であると教科書は説明した。母・妻の「役割」を果たすことで非有権者たる女性も国民であることが示されたのである。

4-3. 権利・義務の外での女性

一方、権利・義務の直接発生しない事項での女子公民像について、教科書によって意見の割れた職業を軸に検討したい。

まず全ての教科書が確認するのが、女性には本来家事に従事するという天職があり、主婦業も職業の一つであるという点である。これは第1章で確認した市川源三に重なる。その上で、職業への進出状況を肯定的に捉えるか、家への障りがない程度に進出を認めるか、もしくは家事を女性の職業と見做し職業への進出を暗に勧めないものの三通りに分けられ、それぞれ8冊⁴⁵⁾、10冊⁴⁶⁾、4冊⁴⁷⁾、確認出来る。経済的事情や本人の能力を考えると女性の職業進出も認められるべきで、職業への理解を深め職業人として生きること、また夫を支え励ます役割を果たすことを多くの教科書が求めた⁴⁸⁾。

女性の職業進出を否定する教科書は少数であるものの、ジェンダー秩序、良妻賢母規範を崩すことは許されなかった。主婦業を職業のひとつと見なし、夫を支えるためにも職業への理解を深めるべきとの考えはいずれの教科書も共通する。主婦としてのつとめを果たすことが即ち職業を果たすことでもあり、ただ外に働くことだけが職業従事ではないという考えである。ゆえに、主婦であっ

ても職業への理解を深め、夫を支えることも求められた。権利・義務は発生しないものの、職業という性別役割の強いカテゴリではジェンダー秩序が貫徹された。下巻3章の国民経済では、主婦として家計の合理化・貯蓄を進めるよう一様に求め、同8章の国民文化では、母として家庭教育を充実させる必要性を説いた。

だが、女性を女性性を通さず社会・国家の一員として位置付ける要目も存在する。下巻1章・国民生活では、社会での個々人の相互扶助による社会問題の解決を強調したが、学び手に「女性らしさ」を伸張して社会改善に貢献するよう求めるものは3冊のみである⁴⁹⁾。ここでは「女性らしさ」よりも社会の一員としての協力・連帯が強調された。上巻の我が国・我が国体・国憲と国法は国民(臣民)として、裁判所・流通・海外発展は国民として協力・行動するよう求め、特に女性性への言及はない。国政の運用と我等の任務・我が国の使命は、国民(臣民・公民)の中に女性を含むものと、女性性を強調するものとの記述のばらつきが見られた。

以上から、教科書から導出される公民科とその傾向について最後に確認する。

教科書によって記述は異なるものの、いずれの教科書でも確認できたのは、相互扶助・個々人の責任分担を果たす協同精神を内包した国家(皇国)像である。そして、非有権者であっても学び手たる女性を郷土、国家に貢献する国民に含み教授する公民科像である。教科書は特に権利・義務の発生する場面で「女性らしさ」に起因する良妻賢母を説くことで、女性も「公民」たること・たり得ることを示した。天皇・国体との結びつきを強めた国家による教授要目に対し、教科書では国体の明徴、天皇への忠誠心のみならず、公民科で重視されていた共同精神が、改訂後も引き続き示された。これが教授要目を具体化する中で再定義された改訂後公民科像であり、要目だけでは見えてこない改訂後公民科の具体像と考える。

5. おわりに

本稿では、女子公民科教科書を主な手がかりに改訂後公民科を検討してきた。それにより、改訂

後女子公民科の持つ2つの方向性を明らかにしてきた。非常時に対応した国民形成をどう行うかという時代要請に対し、教授要目と教科書でその方向性は必ずしも一致しなかったのである。教授要目では、権利付与を前提とせず、国体明徴に適う良妻賢母教育を目指した。一方で教科書が目指したのは、公民権をはじめとした権利付与と女性の「役割」を結びつけることで、良妻賢母を兼ね備えた「女子公民」を育成することだった。改訂前に掲げられた協同精神を兼ね備えることで、ただ天皇へ忠誠を誓うのみならず、女性も郷土や職業に関心を持ち、参画する・参画に備える、即ち公民たるべき準備を行うことが公民科を受ける女学生に求められた。この教科書の視点は教育従事者たちの意見に合致する。

以上から、先行研究に対し付言したいのは2点である。1点目は、改訂後の公民科にも公民科の独自性が残っていたこと、それゆえに6年後公民科が消滅したという点である。協同精神や婦人公権記述は改訂後も教科書に残ったが、それは権利付与を前提に、公民ではない女性を公民たらしめる教育だった。しかし、現実の国策や婦人公権が付与されない現状、女性は家を守るべきとする復古的な良妻賢母教育には矛盾する。政府は、改訂後も公民科が戦時教育に合致しない部分があると判断し、6年後公民科は消滅したと考える。

そして、婦人公権記述などの中に見られる女性「役割」の強調によって、国家における女性の立場が「公民」たり得ることを示し、彼女たちの地位「向上」に繋げようとした点にも留意が必要ではないか。女性「役割」の強調は、菅澤の言うように女性を抑圧する面も当然持ち合わせているが、同時に女子教育従事者にとって女性への権利付与、地位「向上」の意図も持ち合わせていた。女性を公民科教授を受ける公民たらしめるために、女性「役割」強調の意味があったと考える。

無論、男女の性別役割分業を前提とした女性の地位「向上」であるため、女性の置かれる環境、性別役割分業の秩序は変わらない。公民権や性別役割に伴う男女の不均衡などの現状は改善されないまま、男子と同じ公民としての地位「向上」が図られた。関連して、総力戦体制論では、戦時下で女性「役割」の強調により女性の国民化が進み、

社会的平準化をもたらしたと論じられている⁵⁰⁾。しかし、中間層以上の一握りの階層に属する女生たちの学んだ女子公民科という科目の中で試みられた点、前述の現状との矛盾から、「平準化」はせめて理念上の試みでしかなく、その説かれる範囲も女学校という限定的なものだったのである。

以上より、女子公民科は、女性を非有権者でありながらも男性と同様に国民、国体を護持する臣民であり郷土を構成する公民たらしめようとする、男性がその多くを占める教育従事者・要目改訂委員・教科書執筆者それぞれの試みだったと本稿では結論したい。戦時にかけて、教授内容と公民たり得なかった現状の双方で限界を多く含んだ中、公民科は消滅したが、戦後まもなく婦人参政権が付与された。男女による第1回目の選挙となった1946年4月の衆議院議員選挙の投票率は、男性78.52%、女性66.97%である。

なお、本稿では、改訂に伴う女子公民科に限定したため、改訂前との、また男子、植民地との比較検討が出来なかった。公民科における国家観、公民・国民像の変遷を含め、今後の課題としたい。

註

- 1) なお、後述の菅澤康雄論文の他に、高等女学校の公民科を論じたのは以下の通りである。山田純恵「女子公民科をめぐる公民教育論の展開—女性参政権問題を中心に」(『日本の教育史学』40巻、1997)、水野真知子『高等女学校の研究—女子教育改革史の視座から』(野間教育研究所、2009)。両者とも改訂前の検討をもって「女子公民科」の内実を示した。だが、筆者は改訂により顕著となった公民科の性差化に問題意識を持つため、改訂後公民科を「女子公民科」と称することとした。
- 2) 斉藤利彦「公民科の変質—昭和12年における公民科教授要目改訂の内容と性格」(『学習院大学研究年報』34、1987)。
- 3) 松野修『近代日本の公民教育』(名古屋大学出版会、1997)。
- 4) 菅澤康雄「女子公民科教科書の研究」(『公民教育研究』11、2003)。
- 5) 鹿野政直「婦選獲得同盟の成立と展開—「満州事変」勃発まで」(『日本歴史』319、1974.12)、佐治恵美子「浜口内閣期の婦人公権問題」(『日本史研究』292、1986.12)、菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動—模索と葛藤の政治史』(世織書房、2002)。
- 6) 本稿で言う「公民」(特に「女子公民」とは、市制・町村制の公民のみならず、公民でなくとも公民に即した規範と行動を身につけた人物を指すこととする。本稿で示すように、そうした人物形成が公民科の目的と考えるためである。なお、市制・町村制では、公民は公民権を持ち、かつ名誉職に就く義務を付与された人と定義され、その市町村に2年以上住居する25歳以上の帝国臣民たる男性が該当する。
- 7) 教授要目とは、文部省訓令によって定められた教授教科目内容であり、時代の要請に対応して改訂を重ねた。高等女学校では1903年に制定されたのが始まりである。教科書編纂の標準を示すものとされたが、検定教科書はこの要目に拘束され画一化した。また、要目をもとに各学校で教授細目の作成が促されたが、これも不活発だった。
- 8) 「文部省令第五号」『文部時報』(407、1932.3.1)。
- 9) 「文部省訓令第二号」同上。
- 10) 要目は以下の通り。4 (3) 年は人と社会・我が家・一家の家計・職業・教育・神社・宗教・公安・地方自治・市町村・府県・農村と都市・産業・貨幣及金融・交通、5 (4) 年は国家・皇室と臣民・立憲政治・帝国議会・国務大臣 枢密顧問・行政官庁・国法・裁判所・国防・国交・財政・我が国の産業・人口と国土・社会改善・世界と日本。
- 11) 「文部省訓令第三号」『文部時報』(407、1932.3.1)
- 12) 例えば古林光雄「女学校に於ける公民科の難点」『公民教育』(2巻6号、1932.6)など。公民科主任教師の秋月兼一(佐賀県立伊万里高等女学校教諭)は、他科目と重なるものや地域、女性の立場から簡単に扱っても良さそうな要目を簡略化した細目私案を示した(秋月兼一「高等女学校公民科教授細目私案」同上(3巻11号、1933.11))。この考えは改訂直前も変わらず、程度の差があれども現行要目は男女双方に必要とし、その中での簡略化・良妻賢母に関わる要目の重点的教授を提言した。同「高等女学校公民科教授要目所感」同上(6巻8号、1936.8)。公私立の高等女学校長により組織された全国高等女学校長協会では、文部省へ授業時間の増加を求める建議を提出した(「第拾五回総会並ニ協議会報告(昭和11年)」『高等女学校資料集成』7巻 518頁)。
- 13) 市川源三「公民科に就いて」全国高等女学校長協会『婦人研究』第1輯(堀書店、1933年)。引用は76頁。
- 14) 『公民教育』とは、公民科の普及・研究を担った文部省の外郭団体・帝国公民教育協会(1931-1942)が1931年から1942年まで刊行した月刊誌である。詳しくは、若生剛「昭和初期公民科教育の普及活動—帝国公民教育協会と公民教育研究所の活動に焦点を当てて」『教育学研究集録』(24号、2000)参照のこと。
- 15) 『公民教育』6巻8号の特集では、池岡直孝、倉澤剛、稲田正次、原房孝、また教師の長義正など。

- 16) 同上山崎犀二、北原金司、また教師の秋月兼一など。
17) 以下、文部省訓令第九・十号(同上581号、1937.4.11)
より作成、下線は男女で異なる部分である。

要目	男子公民科細目	女子公民科細目
我が国	我が国、我が大君、我等御民	
我が家	我が家族制度、家ノ生活、家ノ存続、家計	我が家族制度、家ノ生活
我が郷土	(一) 我が郷土、郷土ノ伝統、協同生活 (二) 郷土ト地方自治、地方自治ノ精神、市町村、府県	我が郷土、郷土ノ伝統、郷土ト地方自治、市町村ト府県
我が国体	肇国ノ本義、天皇ノ統治、臣民ノ本分、国体ト祭祀	肇国ノ本義、天皇ノ統治ト臣民ノ本分、国体ト祭祀
国憲ト国法	帝国憲法及皇室典範制定ノ由来ト其ノ本義、立憲政治、法令、法ト道德	帝国憲法ト皇室典範、立憲政治、法令、法ト道德
帝国議會	帝国議會、議會ノ協賛、議員ノ選挙	帝国議會、議員ノ選挙
政府 枢密顧問	國務大臣、枢密顧問、行政官庁、行政ト国民ノ協力	國務大臣ト枢密顧問、行政官庁、行政ト国民ノ協力
裁判所	裁判所ト検事局、民事刑事ノ訴訟、司法ト国民ノ協力	裁判、司法ト国民ノ協力
国政ノ運用ト我等ノ責務	国運ノ隆昌ト政治、遵法ト奉公	
国民生活	我が国民生活ト国民性、国民保健、社会改善	我が国民生活、国民保健、社会改善
職業	国民生活ト職業、分業ト職分、職業ノ選択、勤労ト創造	国民生活ト職業、女子ト職業
国民經濟	我が国民經濟、生産ト消費、企業、所得、經濟ト道德	我が国民經濟、生産ト消費、企業ト所得、經濟ト道德
産業	我が国ノ産業、資源ノ開発、技術ノ進歩	我が国ノ産業、資源ト技術
流通	貨幣ト物価、商業、金融	貨幣ト物価、商業
財政	我が国ノ財政、予算ト決算、租税、官業、公債	我が国ノ財政、租税ト公債
海外發展	我が国ノ貿易、移植民ト拓殖	
国民文化	我が国民文化、學術・宗教・教育、国民文化ノ發展	我が国民文化、學術・宗教・教育
国防ト国交	国防ト兵役、国防ト国力、國際協力、国交ト国民	国防ト国力、国交ト国民
我が国ノ使命	世界ニ於ケル我が国ノ地位、我が国ノ使命、我等ノ覚悟	

- 18) 文部省「中等学校改正教授要目の趣旨」(『文部時報』584号、1937.5.11) 31-32頁。
19) 東北帝国大学教授・広濱嘉雄「中等学校公民科新教授要目の趣旨(一)」(同上590号、1937.7.11) 18-19頁。
20) 全て国立教育政策研究所附属教育図書館所蔵の公民科教科書。上下巻揃わないものは除外。
21) 小西重直校閲・武用種吉著『改訂女子公民科教科書』[以下、「武用」と表記。特に断りがない限り以下同様]、齊藤恒三郎・清原貞雄『改正女子新公民教科書』、田村徳治『女子公民教本』、山崎犀二『女子養正公民科教科書』[山崎1]、同『女子養正公民科綱要』[山崎2]、坂田増太郎『新女子公民教科書』[坂田1]、同『新要説皇民教科書』[坂田2]、木村正義『新制女子公民科教科書』[木村1]、同『最新女子公民教科書』[木村2]、戸田貞三『新制女子公民教科書』、穂積重遠・四宮茂『新撰女子皇民教科書』、田中寛一・堀江季雄『新定女子公民科教本』[田中・堀江1]、同『新定女子公民科綱要』[田中・堀江2]、及川儀右衛門『新編女子公民科教科書』、小出満二『新編女子皇民教科書改訂版』、倉澤剛『女子皇国民教科書』、太田正孝『太田女子皇民教科書』、全国高等女学校長協会『女子新公民教科書』、河田嗣郎・鳩山秀夫『女子公民科教科書第二修正版』、大瀬甚太郎『新判女子公民科教本』[大瀬1]。
22) 土屋良遵『女子公民科教典』。
23) 大瀬甚太郎『要説女子公民科教本』[大瀬2]。
24) 原房孝『女子皇国民教本』。
25) 具体的には、棄権の防止、適した議員の選出、家庭内での選挙浄化への努力などが挙げられる。
26) 立憲政友会から出馬、1932年の第18回から1942年の第21回総選挙まで当選。
27) 木村1上巻7-8頁。
28) 戸田上巻24頁。
29) 武用、田村、山崎1、及川、太田、土屋、大瀬1・2。
30) 武用上巻16頁。
31) 山崎2下巻27頁。傍点は原文ママ。
32) 原下巻35頁。
33) 及川下巻14頁。
34) 山崎1・2、戸田、穂積・四宮、太田。
35) 坂田1・2、木村1、戸田、倉澤、土屋。
36) 武用、山崎1・2、木村1・2、戸田、倉澤、齊藤・清原、穂積・四宮、田中・堀江1、及川、太田、土屋、高等女学校長協会、大瀬2、原。
37) 田村、坂田、河田・鳩山、大瀬1。
38) 高等女学校長協会下巻29-30頁。
39) 齊藤・清原、山崎1・2、太田、土屋、大瀬2、原、木村1・2。
40) 土屋下巻41頁。
41) 木村1上巻43頁。
42) 山崎1、103頁。他に戸田、小出、田中・堀江1・2、

- 及川、太田、土屋、大瀬 1・2 の 9 冊。
- 43) 高等女学校長協会下巻88頁。
 - 44) 原、鳩山・河田。
 - 45) 武用、坂田 1、木村 1・2、小出、太田、大瀬 2、河田・鳩山。
 - 46) 齊藤・清原、田村、穂積・四宮、戸田、田中・堀江 1・2、及川、倉澤、高等女学校長協会、大瀬 1。
 - 47) 山崎 1・2、土屋、原。
 - 48) 無論、こうした議論には女性を動員せざるを得ない労働状況にあったことも影響している。西成田豊『近代日本労働史—労働力編成の論理と実証』（有斐閣、2007）。
 - 49) 太田、大瀬 1・2。
 - 50) 成田龍一「母の国の女たち—奥むめおの〈戦時〉と〈戦後〉」山之内靖、ヴィクター・コシュマン、成田龍一『総力戦と現代化』（柏書房、1995）。